

～「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」(障害福祉サービス等分)のご案内～

● 感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要な経費を支援します

- 対象事業所：令和2年4月1日以降に感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するためにかかり増し経費が発生した施設・事業所
- 対象経費： 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置などに要する経費
- 上限額： サービス毎に設定しています

● サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備を支援します

1. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降にサービス利用休止中の利用者へ利用再開のための支援を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所
- 上限額： 1利用者当たり **1,500円～2,500円**

2. 在宅サービス事業所における環境整備への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降に感染防止のための環境整備を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所
- 上限額： **20万円**

● 職員の皆さまに慰労金を支給します

- 対象者： 対象期間に障害福祉サービス施設・事業所に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員

- 一人当たりの支給額：① **20万円** または ② **5万円**

※対象期間：令和2年3月1日から6月30日までの間

※②については、感染症対策に一定の役割を担っていた施設・事業所に対して支給します。詳しくは、Q&Aをご覧ください。

※複数の事業所で勤務した場合は、勤務日数を合算して計算します。

※事業所には、一部の地域生活支援事業(注)を実施する事業所(令和2年4月7日から5月21日までの間に業務を行っていた事業所に限る)も含まれます。

(注) 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

上記の各申請方法については、裏面をご参照ください。

お問合せ先

兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局

電話番号 078-362-3056

(受付時間は、平日の9:00～17:00)

◆Q&Aなど詳しくは県ホームページをご参照ください→ https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/korona_jigyuu.html

申請方法

1. 支援の対象経費などについて確認

(1) 感染防止対策・サービス再開に向けた支援

- 県のホームページで支援の対象経費について確認し、申請額を積み上げます。
※令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となるので、支出済の費用だけでなく、申請日以降、3月31日までに発生が見込まれる費用も合わせて、**概算額で申請**してください。また、領収証等の証拠となる書類を保管しておいてください。

(2) 慰労金の支給

- **利用者**と接する職員で、対象期間に10日以上勤務した人を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を徴集します。委任状は施設・事業所で保管します。
- その際、**派遣労働者、業務委託受託者の従事者**についても、派遣会社・受託会社と相談して、**対象となる業務に10日以上勤務している職員の一覧**を提出してもらうことなどにより、慰労金の対象者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を徴集します。委任状は、施設・事業所で保管します。
※派遣労働者、業務委託受託者の従事者も、利用者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を行う場合は、慰労金の対象となります。
※退職された方も含め、支給は原則事業所経由となります。支給希望者は、現在の勤務先または最後に勤務されていた勤務先にご相談ください。事業所が廃業しているなど、上記が困難な方については、県に直接申請してください。

2. 交付申請書を作成

- 県のホームページから所定の様式をダウンロードし、申請書などを作成します。

3. 交付申請

- 申請書などの提出は、**兵庫県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）**に、**電子請求受付システムによるインターネット申請**により行います。
- 債権譲渡を行っている事業所や国公立の事業所、地域生活支援事業のみを行っている法人などは、県に直接申請します。
※国保連による申請書受付は、**令和3年1月末**までとなります。令和3年2月分又は3月分のかかり増し経費の申請については、県にお問い合わせください。

4. 県で確認後、交付

- 県が申請内容を確認後、国保連から補助金・慰労金が交付されます。
- 慰労金については、対象となる職員へ給付してください。
※慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むことなどにより、源泉徴収しないように注意してください。
※派遣労働者や業務委託受託者の従事者への給付は、事業所・施設と派遣会社・受託会社の調整により、事業所・施設からでも、派遣会社・受託会社からでも、どちらでも構いません。

5. 実績報告

(1) 感染防止対策・サービス再開に向けた支援 ※概算額での交付の場合に限ります

- 概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合、支出実績が補助金額を超えた際、または実績報告の期限（令和3年2月末）が到来した際、**県に対して、所定の様式により実績報告**を行います。なお、実績報告時に**支出実績が補助金額に満たなかった場合は、県に対し精算**を行います。

(2) 慰労金の支給

- 慰労金の支給後1ヶ月以内を目処に**県に対して、所定の様式により実績報告**を行いますので、申請・給付に関する証拠書類を大切に保管してください。なお、実績報告時に**支出実績が交付額に満たなかった場合は、県に対し精算**を行います。

【お問合せ先】 兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局

電話番号 078-362-3056（受付時間は、平日の9:00～17:00）

◆Q&Aなど詳しくは県ホームページをご参照ください→ https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/korona_jigyoku.html